

魚住文化財収蔵庫 施設維持管理業務委託 仕様書

1 施設及び所在地

施設名称： 魚住文化財収蔵庫（以下「収蔵庫」という。）

所在地： 明石市魚住町西岡 2 1 1 9 番地の 2 3

2 履行期間

2024年4月1日から2025年3月31日まで

ただし、委託者は上記期間内であっても、受託者に対し、契約解除予定日の2か月前までに書面による通知を行うことにより、契約解除を行うことができるものとする。

3 総括事項

(1) 業務責任者

- ① 受託者は、従事者の内から責任者1名を定め、氏名、役職名及び連絡先を委託者に事前に届け出ること。変更があった場合も同様とする。
- ② 責任者は、電話等で速やかに連絡が取れる体制をとること。
- ③ 責任者は、従業員の出務、作業内容を常に把握し、作業が円滑に遂行されるように従事者への指導、監督を行うこと。

(2) 工程管理

受託者は、委託業務に係る日程表、年間計画表などを事前に作成し、委託者の承諾を受けけるものとする。

(3) 作業報告書の提出

受託者は、作業報告書を月毎に作成の上、翌月10日までに委託者に提出し、委託者の承認を得るものとする。

(4) 委託料の支払方法

委託者は、受託者に委託料を1か月ごとに支払うものし、上記(3)の規定による承認を得て受託者より請求があったときは、請求を受けた日から30日以内に委託料を支払うものとする。

(5) 費用の負担

- ① 業務の実施にあたり必要となる清掃用資機材、洗剤、清掃員の被服、事務用消耗品にかかる経費は、受託者の負担とする。
- ② 業務の実施にあたり必要となる電気、光熱水費は、委託者の負担とする。
- ③ トイレ内の衛生消耗品（トイレットペーパー、石鹼液）は委託者の負担とする。

(6) 安全管理

受託者は、委託業務の作業中、火災、盗難事故等に、十分注意を払わなければならない。

受託者は、委託者及び第三者に損害を与えたときは、委託者の命ずるところに従い、補修又は損害の責任と負担を負うものとする。従事者の行った不正行為並びにその他の事故についても同様とする。

(7) その他

この仕様書に定めのない事項については、委託者と受託者が協議し決定するものとする。ただし、軽微な事項については委託者の指示に従うものとする。

4 委託業務の内容

(1) 設備巡回点検業務

①業務内容 電気・給排水・空調等の設備及び施設の目視点検並びに換気扇の清掃
年1回

②対象設備等

別紙図面<文化財収蔵庫設置工事完成図(抜粋)>のとおり

(2) 消防設備点検業務

①業務内容 消防法に基づく消防用設備等の点検実施及び報告 年2回

②対象設備等

別紙図面<文化財収蔵庫設置工事完成図(抜粋)>のとおり

(3) 空調機器保守管理業務

①業務内容 フロン排出抑制法に基づく簡易点検実施及び報告 年4回

②対象設備等

別紙図面<文化財収蔵庫設置工事完成図(抜粋)>のとおり

(4) 日常清掃業務

①業務内容 日常的な清掃(清掃員1名により2時間勤務を想定) 週1回

※ただし、展示公開期間中(5月16日~6月30日・7月20日~9月1日・11月14日~12月15日を予定)は週2回(展示公開期間中全68回を想定)

②対象設備等

展示室・作業室・トイレ・授乳室・ホール・玄関回り

(5) 定期清掃業務

①業務内容 床面定期洗浄 年2回

②対象設備等

展示室・作業室・トイレ・授乳室・ホール・玄関回り・空調フィルター

(6) 機械警備業務

①監視区域：収蔵庫

②実施方法：無人機械警備(ISDN回線(常時断線監視機能付)を使用した非常自動通報)

③業務の基準

- ・盗難及びその他不良行為の予防・早期発見・拡大防止のための業務
- ・火災異常の監視、火災異常を受信した際の必要に応じた消防機関への通報及び緊急対処の業務
- ・漏電等設備異常の監視、設備異常を受信した際の通報業務
- ・機器等の正常な機能保持のための日常保守